



ご確認ください
対象者に給付金を支給します



給付金を装った詐欺にご注意ください

市がATMの操作や手数料の振り込みをお願いすることはありません。
 怪しい電話がかかってきたら、家族や知人、警察に相談しましょう。

調整給付金 ID 1036154

市定額減税・調整給付金コールセンター ☎0120(483)049
 受付時間 午前9時～午後5時(土・日曜日、祝休日を除く)

デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援の一環として、納税者および同一生計配偶者または扶養親族1人に付き、令和6年分の所得税から3万円、令和6年度分の個人住民税所得割から1万円の「定額減税」が行われます。その際、定額減税しきれないと見込まれる人には、定額減税しきれない額を1万円単位に切り上げて算定した「調整給付金」を支給します。

■対象 基準日(令和6年1月1日)時点で本市に居住し、納税者本人と扶養親族(配偶者を含む)の数から算定される定額減税可能額が、令和6年分所得税額または令和6年度個人住民税所得割額を上回り、定額減税しきれない



いと見込まれる人。所得税と個人住民税所得割ともに税額がない人を除く。

■支給額 所得税額と住民税所得割額から定額減税しきれない額を合計し、1万円単位に切り上げて算定した額。

■手続き期限 10月31日。

■手続き方法 対象者に、書類を7月から順次、発送します。

▼公金受取口座(*)を登録している人 支給通知書を送付。原則、手続きは不要。

▼公金受取口座を登録していない人 支給確認書を送付。オンラインまたは郵送で申請が必要。

※ マイナンバーと共に給付金などの受取口座として、国に登録した口座。

■特別な事情がある人 DVなどの事情により書類の送付先を変更する人は、市定額減税・調整給付金コールセンターへ。公金受取口座を登録している人は、7月18日までにご連絡ください。

宇都宮市低所得世帯に対する重点支援給付金(令和6年度分) ID 1036016

市重点支援給付金コールセンター ☎0120(375)787
 受付時間 午前9時～午後5時(土・日曜日、祝休日を除く)

物価高騰の影響を受け、生活への負担感が大きい低所得世帯を支援するため、対象世帯に対し、「宇都宮市低所得世帯に対する重点支援給付金」を支給します。

■対象世帯 基準日(令和6年6月3日)現在、本市の住民基本台帳に登録があり、世帯全員の令和6年度の住民税所得割が非課税である世帯。ただし、以下の世帯を除く。

▼本市または他市区町村において、「令和5年度住民税非課税世帯」および「令和5年度住民税均等割のみ課税世帯」に対する給付金の対象となった世帯(基準日令和5年12月1日)。なお、未申請または辞退した世帯などについても、本給付金の対象外。

▼令和6年度住民税均等割が課税されている人の扶養親族などのみで構成される世帯

■支給額 1世帯当たり10万円。

■手続き期限 10月31日。

■手続き方法 支給対象となる可能性がある世帯には、7月上旬から順次、「支給要件確認書」を発送します。必要事項を書き、必要書類を添えて、同封された返信用封筒で返信してください。

■特別な事情のある世帯 修正申告などにより支給要件を満たすことになった世帯、DVなどの事情により本市で生活している世帯などは受給できる場合がありますので、市重点支援給付金コールセンターへお問い合わせください。

宇都宮市低所得世帯に対する重点支援給付金(令和6年度分)の対象世帯へのこども加算分 ID 1036229

■対象となる児童 ①基準日(令和6年6月3日)において対象世帯の世帯主と同一世帯の18歳以下の児童(平成18年4月2日～令和6年6月3日までに生まれた児童) ②令和6年6月4日以降に対象世帯に出生した児童 ③基準日時点で対象世帯とは別世帯であるが、対象世帯の世帯主と生計が同一である児童。

■支給額 児童1人当たり5万円。

■手続き期限 10月31日。

■その他 手続き方法など、詳しくは、市☎をご覧ください。